

消防団の取扱い

消防団は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。

◇報酬、費用弁償は、さいたま市の制度に統一する。



社会福祉事業の取扱い

社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇苦情処理窓口及び福祉オンラインサービス、高等学校入学支度金支給事業、住宅費（契約更新料）差額金助成事業、出産費差額助成事業は、さい

たま市の制度を適用する。（岩槻市域でも実施することとなります。）
（室料）差額補助事業は、廃止する。



障害者福祉事業の取扱い

障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇ホームヘルパー派遣事業（支援費制度）、特別障害者手当は、現行のとおりとする。

◇身体障害者手帳等申請用診断料給付事業、障害児（者）生活サポート制度、心身障害者福祉手当は、さいたま市の制度に統一する。

児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇保育時間、保育料、放課後児童健全育成事業、家庭児童相談は、さいたま市の制度に統一する。
（乳幼児医療費助成制度、乳幼児健康診査、健康診査・検診は、さいたま市の制度に統一する。）

◇保育時間、保育料、放課後児童健全育成事業、家庭児童相談は、さいたま市の制度に統一する。
（乳幼児医療費助成制度、乳幼児健康診査、健康診査・検診は、さいたま市の制度に統一する。）



保健・医療事業の取扱い

保健及び医療事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。



各種事務事業の取扱い

◇休日急患診療所、在宅当番医制、2次救急医療は、合併時までに調整する。
（スズメバチ等駆除事業、犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続するものとする。）

適用する。（岩槻市域でも実施することとなります。）